

専門家派遣事業実施要綱

〔 平成12年7月1日 〕
〔 公社要綱第 35号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が実施する専門家派遣事業（以下「本事業」という。）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、中小企業や創業予定者（以下「支援対象企業」という。）に対し、適切な支援を行うことのできる専門家を派遣することにより、創業や経営革新を支援し、中小企業等の順調な発展と成長の促進を図り、もって都内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業の対象)

第3条 本事業の支援対象企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 東京都内に主たる事業所を置く別表に定める中小企業者等又は東京都内で創業を行おうとする者

(2) 次の各号に掲げる要件をいずれも満たすことを公社が確認したもの

ア 創業、独自技術又はサービスの開発、新事業の展開、経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲を有すると判断されること。

イ 創業や経営革新等の向上に係わる目的あるいは目標が明確であること。

ウ 専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況にあると判断されること。

2 前項に該当する場合であっても、公序良俗に反する事業、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者の関与が認められる事業など、公社の支援対象として社会通念上適切ではないと公社が判断する場合は、事業の対象から除外する。

(専門家の役割及び要件)

第4条 専門家（公社に「専門家」として登録されたものをいう。以下同じ。）は、支援企業（公社が支援を決定した支援対象企業をいう。以下同じ。）の経営、技術、人材等に係わる諸課題の解決を図るための適切な支援を行う。

2 前項の役割を果たすため、専門家は、心身共に健康であり、ベンチャー、中小企業等の支援に誠実に意欲を持って取り組むことができ、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

(1) 経営、技術・技能等に関する実務に10年以上の経験を有し、かつ当該専門分野に関する事業を主とする自営業を営んでいる者（法人の代表者を含む。）

(2) 中小企業診断士、技術士、税理士、公認会計士、ITコーディネータ等の公的資格を取得後5年以上経過し、かつ当該専門分野に関する事業を主とする自営業を営んでいるもの(法人の代表者を含む。)

(3) 理事長が特別に経歴・能力を認め、事業運営上必要とする者

(専門家の登録)

第5条 公社は、前条の要件を満たす専門家を公募し、審査の上登録する。

2 専門家の公募は2年ごとに実施し、登録期間は2年間とする。ただし更新を妨げない。

3 第1項及び第2項の定めにより登録された専門家以外のものは、別に定める場合、審査の上臨時登録をすることができる。

4 前項により臨時登録した専門家の登録期間は、直近に到来する公募実施の年度末までとする。ただし更新を妨げない。

(専門家の登録の更新等)

第6条 公社は、専門家の登録期間中の派遣活動実績を評定し、必要に応じて、登録を更新することができる。

2 専門家の登録期間中に、専門家が、専門家としての要件を具備していないことが明らかとなり又は専門家としての義務に違反する等、公社が登録専門家として適切でないと判断した場合には、その登録を抹消する。

(専門家の義務)

第7条 専門家は、自らの役割を誠実に果たさなければならない。

2 専門家は、本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ってはならない。

3 専門家は、専門家を引き受けることにより知り得た企業の秘密保持を遵守するとともに、公社の許可がない限り、知り得た情報の公開や自己の利益のために利用してはならない。

(支援の申込み)

第8条 本事業の支援を得ようとする者は、公社へ事業利用を申し込む。

2 本事業への申込みは、1企業当たり1年度につき1回とする。

(派遣の態様)

第9条 専門家の派遣は、1支援企業当たり1年度につき、派遣回数は8回、派遣専門家は2名を限度とする。

(専門家の選定)

第10条 公社は、第5条により登録された専門家の中から知見があり最も適する専門家を選定する。

(専門家の派遣の決定)

第11条 公社は、第8条により申し込みを受け付け、第10条による専門家を選定した上で、申込み内容を審査し、支援企業として専門家の派遣を決定する。

2 前項により決定した支援企業に対し、公社は、速やかに通知する。

(支援企業の費用負担)

第12条 公社は、本事業において、支援企業に対して一定の費用負担を求めるものとする。

2 支援開始前、専門家に対する報酬及び旅費の2分の1相当額を支援企業に請求する。

3 公社は、前項の入金確認後に支援を開始し、専門家を派遣する。

(報告書の提出)

第13条 専門家は、本事業に係る支援実施の都度、速やかに報告書を公社へ提出するものとする。

(派遣の中止)

第14条 本事業による支援を決定した後、支援企業が支援対象としての要件を具備していないことが明らかになった場合には、派遣を中止する。

2 支援企業が、何らかの事情により専門家の派遣を必要としなくなった場合には、公社に対し、速やかに派遣の中止を申し出なければならない。

3 公社は、中止により専門家派遣に係る負担金の過多が生じた場合、速やかにそれを精算するものとする。

(成果の帰属)

第15条 本事業によって得られた支援企業の成果に係る権利は、原則として支援企業に帰属するものとする。

(専門家の報酬等)

第16条 専門家に対する報酬及び旅費の額については、別に定める。

(事後評価及び効果の確認)

第17条 公社は、第13条により提出された報告書等により支援の内容について評価を行うとともに、一定期間の経過後に支援企業に対する事後調査を行う等により、随時、事業効果の把握に努めるものとする。

(成果の普及)

第18条 公社は、本事業による支援を得て経営革新等を行い経営の向上を図った事例のうちから、支援の効果が確認できた案件について、支援企業の了解を得てインターネット等を活用して中小企業に情報提供することにより、啓発に努めるものとする。

(特別枠の実施)

第19条 この要綱に基づく専門家派遣事業について、特に必要があると認めるときは、東京都と協議の上、事業の対象、派遣の態様、費用負担等一部を変更し、特別な専門家派遣事業として限定的に実施することができる。実施に必要な要件等は別に定める。

(補則)

第20条 本事業の運営に関しては、東京都総合支援事業補助金交付要綱及び本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、東京都知事の承認日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用する。

(平成26年度における支援対象企業の自己負担分の取り扱い)

2 第14条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間、一般枠での専門家派遣に関して、第13条第1項で定める報酬の自己負担分として支援対象企業に請求する金額は、1回あたり11,200円とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門家派遣事業の対象となる中小企業者等

区 分	対 象
中小企業者	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で以下に該当しないもの</p> <p>(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有</p> <p>(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有</p> <p>(3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている</p> <p>※(1)(2)(3)における「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しないもの。ただし、以下は除く。</p> <p>ア 中小企業投資育成株式会社</p> <p>イ 投資事業有限責任組合</p>
組合等	<p>(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体</p> <p>(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する法人</p> <p>(3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの</p> <p>(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>(5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人</p> <p>(6) 任意グループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を行うもの）</p>